

## 第五章 考

### 察

#### 一 覚鑑城説の伝承

第四章第一節で既述したことく、明後沢古瓦出土遺跡は第一次発掘の結果、瓦窯跡でもなく古代寺院跡でもないことが判明した。そして第二次発掘調査によつて古代城柵らしい証徴が発見されたのであつた。

小田島禄郎氏は昭和十年に、この遺跡を古代城柵跡と推考していたことは第二章第一項において既述しておいたところである。それならば、その城柵は何なのか、ということについては「位置が胆沢城より数里の南方にあることから見て、決して胆沢築城後のものでも無からう」とだけ慎重に記述して、覚鑑城と明言することを避けつつも、それらしいことを暗示している。そういう表現をしている。

さて、小田島氏より以前明治九年に土地の故老岩淵寿三斎は覚鑑城かという伝承を書き残している（第二章三項参考）。この前年、明治八年十月に伊達藩以来の旧村小山・中畑・閔の三村と稻置村の一部とが合併する際に、当時の管区長柏竹斎と村有志が合議し「北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ヶ所は一見して古城郭の面影を存しており、伝説又往古此処に覚鑑城と称する城があつたというところから満場一致、古城村」と命名している（註5参照）。故老寿三斎の筆録には「字中畑にある古館の址は覚鑑城の跡なりと伝う」とあり、覚鑑城の下に「大伴駿河麻呂の築きしもの」と細註が施してある。この細註は、おそらく土地の伝承によつて筆録したものではあるまい。「覚鑑城の跡ありなりと伝う」という所伝にもとづいて、当時の有識者であった寿三斎（自身で寺子屋を開いていた、註5参照）が何らかの文献か知友からの聴聞により翁自身が付加した註記であろう。覚鑑城を造立したのは大伴駿河麻呂であるというの

は、明らかに誤りであるし、田村麻呂ならばいざ知らず、駿河麻呂などという名前が東北恭間に知られているとは考えがたいからである。

## 二 大伴駿河麻呂築城説の誤り

寿三斎の筆録に覚鰐城造立者は大伴駿河麻呂と註記してあるが、これは誤りである。その理由を次にのべる。

「続日本紀」によれば、この城を造立すべきことを陸奥国から奏言し勅裁をえたのは宝亀十一年（七八〇）の二月二日である。この城を造立すべきことを上言したのは、陸奥出羽按察使として陸奥に在任していた紀広純であつた。

勅裁をえた広純は「覚鰐柵を造り、もつて戍候を遠ざくるため」おそらく多賀城を出発し北進し、「俘軍を率いて」伊治城（宮城県の北部）に到達した。この時一大事件が突発した。広純に従つていた夷種出身の上治郡大領外従五位下伊治公皆麻呂が、かねて広純に怨をいだいていたので、伊治城において広純を殺害したのである。それが同年三月二十二日（公卿補任は三月二十四日としてある）。であるから、城は宝亀十一年三月までは完成していないことは明白である。

しかるに大伴駿河麻呂は、四年前の宝亀七年（七七六）の七月七日に死亡している。であるから、この城を造立したのは決して駿河麻呂でないし、この城を造立すべきことを建議したのも駿河麻呂ではないのである。

それでは覚鰐城の造立はいつ頃なのか。

## 三 覚鰐城の造立年代

覚鰐城が造立されたとすれば、その年代は東北辺境征夷開拓の進捗過程からみて、造立勅裁のあつた宝亀十一年（七八〇）を上限とし、下限は胆沢城が造立された延暦二十一年（八〇二）までの二十二年間のうちであるにちがいない。

伊治城と胆沢城とを結ぶ中継基地として、胆沢城造立以後に設けられたとみるわけにはいかない。何故ならば、この地は胆沢城の南方わずか三里しか隔っていないのに、伊治城擬定地からは直線距離でみても北方はるか九里にあたり、中継連絡基地としては距離的にいって、まったく均衡を破り北に偏在しすぎているからである。

であるから、その造立年代を考定するためには宝亀十一年三月以降から延暦二十一年にいたるまでの約二十年間における北上平野征夷開拓過程をありかえつてみることが必要となつてくる。<sup>註12</sup>

宝亀十一年の三月に紀広純が伊治城において殺害されてから、はるか後方の多賀城までが夷族に襲撃され放火された。東北征夷開拓史上、最大の危機であった。広純の後任として中納言從三位藤原繼繩を征東大使に任命したのは三月二十八日である。この頃、渡島の夷族も「辺民を侵擾」し不穏な形勢を示したので、五月に將軍國司らに命じて慰喻させた。同時に坂東諸国・能登・越中・越後に糒三万石を準備させた。糒は非常用軍糧である。糒三万石は軍防令第六条の規定により換算すれば兵士五千人分にあたる。兵制改革も実行し、從来の徵兵制に進士制を加えることにし「よろしく広く進士を募りて早く軍所に致すべし」と命じた（五月十六日）。三閥（鈴鹿・不破・愛發）辺要以外の諸国は国の大小にしたがつて、殷富の百姓の才弓馬にたえたる者をえらび当番ごとに専ら武芸を習い有事に徵發するというのが進士制で、これは精兵主義である。しかるに征軍は出動しない。六月二十八日に出動を促した。しかし、出動するどころか、却つて甲襤等の軍需補給を要請してきたので、尾張・参河等五国に甲一千領を、東海東山両道諸国には襤四千領を運送すべきことを命じ（七月二十一日）、下總に糒六千石、常陸に糒一万石を八月二十日までという期限付きで追送すべきことを命じ（七月二十二日）、出動をかさねて督促した。以上で輸送糒の合計は四万六千石となつた。陸奥側の征軍がこのように渋滞している一方において、出羽側でも「雄勝・平鹿二郡の百姓、賊のために略せられ各本業を失い彫弊

殊に甚し」という急変事態がおこり、秋田城を南方に後退さすべきであるという後退説が拾頭した。征軍が再度の督促をうけながら出動しなかつたのは、奥羽夷族の抵抗激化という事情が伏在していたからであろう。征軍は中央指令にそむき出動しないので、征東大使を交迭した。九月二十三日である。従四位上藤原小黒麻呂に正四位下を授け持節征東大使とした。交迭理由は十月二十九日の勅に詳述されている。文意は次の如くである。征東大使は進発以来久しくなるのに延滞しすでに征戦の時宜を失し、すでに十月になつてしまつた。「もし今月をもつて賊地に入らんば、よろしく多賀・玉作等の城に居り、よく防禦を加え、かねて戦術を練るべし」と結んである。この勅によつて、伊治城は皆麻呂の反乱以後まだ夷族の手中におちたままで、十月にいたつても回復されていなかつたことが知られる。ましてや覺鱉城は造立されるはずはないのである。

大使交迭後、小黒麻呂は直ちに出動し二千の兵をもつて鰐座・楯座・石沢・大菅屋・柳沢を経略したことを報告している。それは歳の瀬もおしこまつた十二月十日のことである。これをもつてみれば、天平九年に開設された陸羽横断連絡幹線路（多賀城から色麻柵を経て出羽国最上郡にいたる）も、この年の反乱で一時夷族の手に帰していたのである。十二月二十七日に陸奥鎮守副將軍百濟王俊哲が「おのれら賊のために囮まれ兵疲れ矢尽きたり。しかして桃生・白河等の郡神十一社に祈つて開を潰すことをえたり。神力にあらざるよりは何んぞ軍士を存せんや。請う幣社に預らしめんことを」と言上し裁可になつてゐる。これが陸奥における征討神威の初見である。このたびの征戦が、いかに苦戦であつたかがよくわかる、と同時に戦場は北上平野でなくて、はるか南であつたこともわかる。覚鱉城は宝龜十一年に造立されたものではない。

明けて天応元年（七八一）。この五月二十四日に小黒麻呂は軍を解き帰京したいと言上した。政府は六月一日の勅を

もつて却下した。却下理由はつぎの如くである。賊衆四千人のうち斬首はわずか七十余人にはすぎない。しかも「一もつて千に当る」強暴な首領たち（伊佐西古・諸絞・八十島・乙代ら）はまだ捕つていない。報告すべきことがあるなら副使のうち一名を上京させれば事足りる。持節大使は帰京すべきでない。というのである。このときの主目的である伊治城回復のことはまったくみえていないから、伊治城は天応元年にも夷族の手中にあつたのであらう。であるからこそ、三年後にまた征討が企画されざるをえなかつたのである。

しかるに、帰還請願を却下された後、戦果もみえぬまま、「続日本紀」は八月二十五日条に小黒麻呂の入朝を記している。かくして九月二十二日に行賞があつた。戦果を讃えての行賞ではなくて、形式的な行賞であつたことは「征夷の功を賞す」（傍点板橋）とあつて、征夷の功を賞すとないことからも察知できるし、さらにいうならば、延暦七年八年の征討も明らかに失敗であつたが、この敗軍に対しても型の如き行賞をする際、ことさらに「天応元年の例によつて、これを行う」と特記してあるのでわかるのである。したがつて、天応元年にも覚鰲城が造立されるほどの戦果があつたとは、どうしてもみなすわけにはいかないのである。

天応元年の翌年は延暦元年（七八二）。この年の五月に陸奥奥郡の百姓に復三年を給し、同二年四月には征夷兵站基地として度々徵発をうけた坂東諸国に使をつかわして存慰を加え倉を開いて優給し、六月には出羽の雄勝・平鹿二郡に優復を給している。この二郡は宝亀十一年に夷族の掠奪をうけた地域である。

小黒麻呂の敗軍により、当然延暦三年を期して新しい征夷計画が策定された。征東副将軍に大伴弟麻呂を任じたのは二年十一月であつたが、正将軍を任命したのは三年二月になつてからである。正将軍は大伴家持。正将軍にさきだつて副将軍を任命することは延暦八年の征夷にも例があるので決して異例ではない。さて、家持が征東将軍になつたとはい

うものの、征討行動をおこさずに三年は暮れた。翌四年にも征討出動のことはまつたくみえない。また正将軍・副将軍に任命された人物の位階を検討してみても行賞の昇叙がないから、このことからも征夷行動がなかつたことが裏付けられる。延暦三年の征夷は将軍を任命しながらも未遂におわつたのである。

延暦五年、六年、七年にも征軍行動はない。五年八月に東海・東山の両道に使をつかわし軍士の簡閱と兵器の点検をさせているが、「続日本紀」はその目的を「蝦夷を征せんがためなり」と特記しているし、六年には現地将吏の人事交迭をなし(二月)、七年三月一日には東海・東山・北陸等の諸国に対して、七月までに軍糧三万五千石を多賀城に搬入すべきことを命じている。このときにも「続日本紀」は「来年蝦夷を征せんがためなり」と特記していることは、このときまで征戦がなかつたことの証拠である。

延暦七年三月三日に征戦計画を策定し、同三月二十一日、征東副使四名を任命。こえて七月六日、紀古佐美を征東大使に任命した。古佐美は十二月七日に節刀をうけ、翌八年三月、諸国の軍を多賀城に結集し賊地に向う。朝廷においては同月征夷を伊勢神宮に告げ奉幣した。征夷のため神宮に奉幣したのは、これが史上初見である。決意のほどが知られる。征軍は三月二十八日渡河して衣川の線まで進出した。伊治城を回復したのはこのときであろう。ということは、このときまでは覚鑑城が未だ造立されていなかつた証拠もある。ところが、衣川で軍は膠着してしまつた。政府は五月十二日に北進すべきことを督促した。六月三日、詳細な戦況が朝廷に達した。これによれば征討目的は胆沢子波攻略である。しかし、子波(胆沢のさらに奥地)にいたるところか、胆沢の戦闘で戦死二五人(別将一名、進士四名を含む)矢による負傷者二四五人、溺死一〇三六人、裸身帰還者一二五七人という大損害をこうむつたというのである。六月九日、また戦況報告が到着した。戦況報告であるが、真意は征討中止意見である。長文であるので、ここに必要な点だけ

を摘記する。

### 結論要旨一

能動的先制征討軍態勢を解消し、受動的防衛態勢に切替えるべきである。

### 理由一

- 1 賊地「子波・和我は僻して深奥にあり」北に偏して遠すぎるので征討困難。
- 2 従つて軍糧輸送も困難。「糧を百里の外に運ぶは良策にあらざるなり」。
- 3 賊の戦法は出没自在で、征討の短期成就は予想できない。
- 4 すでに農耕期になつたので戦闘継続に無理がある。

このときすでに覚鶯城が造立しているならば「糧を百里の外に運ぶは良策にあらざるなり」というはずがない（A）また、軍糧輸送の困難なことを具体的にのべて「玉造塞から衣川營までの輸送行程は四日であり、輜重の受納に三日を要するから、往復すれば計十日かかる。さらに衣川から子波の地までの行程に六日を要すると見積れば、輜重往還十四日となる。であるから玉造塞から子波の地にいたる往復日数は二十四日である。これは途中で敵の襲撃をうけたり、雨に妨げられたりして進運が渋滞しない場合の順調日程だけの計算である」といつている。覚鶯城がこのとき存在しているならば、この城こそ胆沢和我子波攻略の基地になるべきで、そうでないところをみると、やはり覚鶯城はまだ造立していないことを立証している（B）。

うえにのべたAとBとにより、このときまで、覚鶯城が存在していなかつたことは明白であると同時に、胆沢和我子波即ち北上平野攻略には、玉造塞よりもさらに北進した基地、宝龜十一年に紀広純が建議し勅裁をえていた覚鶯城を造

立することの緊急性が、慘憺たる敗軍という事実によつて痛感されることになつたと思う。

伊勢神宮に奉幣してまでその成功を祈念し決行した征討が、敗戦を弁解する底意もあつてのことかも知れないが、とにかく現地軍責任者の言葉によれば、玉造塞から戦場まで「糧を百里の外に運」ばなければならぬ悪条件によつて挫折したにもせよ、敗軍の責任は追求されなければならない。現地からの征討中止意見に対し政府は「出でて功なきは良将の恥とするところなり」進軍すべしと命じた。それで、征軍はかさねて胆沢に出撃した。その報告は七月十日、政府に到着した。しかし政府は満足しなかつた。戦果は斬首八十九級にすぎないのに、征軍の損害は死亡一千余人、傷害二千人。損害が戦果をうわまわつていたからである。

結局、古佐美は九月八日帰京し節刀を返進した。古佐美の征討は失敗に終つたのである。九月十九日、敗戦責任の查問がおこなわれ、それそれ処分をうけて延暦八年は暮れた。

古佐美の敗戦により、次の征討準備は翌九年閏三月から始まつた。準備は前後三年十カ月という長期にわたつた。このような例は従来なかつたことである。九年閏三月、駿河以東の東海諸国と信濃以東の諸国に革甲二千領を三カ年以内に造るべきことを命じ、相模以東の諸国と上野以東の諸国に糧十四万石の用意を命じた。十一月、坂東諸国の田租を免除した。翌十年正月、「蝦夷を征せんがため」東海・東山の軍士を簡閱し兵器を点検した。七月十三日大伴弟麻呂を征夷大使に任じた。そのほか、兵具・兵糧の戦備が着々となされて延暦十年は暮れた。

以上は「続日本紀」にみえるところである。やや長文にわたつて記述したのは、宝亀十一年から延暦十年までの十二年間には、覚駄城が造立されたといふことも、あるいは実在していたといふことを明確にしておきたかつたからである。

ところが、「続日本紀」は延暦十年で終つて、翌年からのことは日本後紀によらねばならぬのであるが、不幸にも「日本後紀」の巻一・二・三・四の四巻、年代にすれば延暦十一年正月から同十五年六月までの記載が欠落しているので、詳細を知ることができないのである。「日本紀略」とか「類聚国史」によつて欠落を補うことができるだけであるが、それにしても十一年には対夷懷柔策と夷族間内部抗争のことが多くみられることは注目すべきである。

すなわち斯波村の夷胆沢公阿奴志己らと伊治村の俘とが対立抗争して、斯波村の夷は使者を国府に派遣し、伊治村の俘の非を訴え「われらは王化に帰属したいと思つてはいるのに伊治村の俘がこれをさまたげる。どうか彼らの遮鬪を制止し永く降路を開いてほしい」と上申した（十一年一月）。国府では「朝恩を示すため物を賜り放還」した。中央政府は国府の措置を「自今以後、夷の使者が来ても、賜物してはならぬ」ときめつけた。この場合、国府の措置はさすがに現地事情に通じてはいるだけに適當な態度である。中央政府の態度は策のえたるものではない。とくに征討を明後年（十三年）にひかえているのであるから、夷族の動静を知るためにも、伝統的以夷征夷策を推進するためにも、拙劣な措置である。はたせるかなその後、対夷方針を転換している。七月になると「遠く王化を慕つて入朝を望む」夷爾散南公阿破蘇に対して入京を許したばかりでなく「よろしく路次の国は壯健なる軍士三〇〇騎をえらび国境に迎接し、専ら威勢を示すべし」と指示している。正月の方針からみると一大転換である。十月には「外虜を懐けた」功により、陸奥の俘囚吉弥侯部真麻と大伴部宿奈麻呂とに外從五位下を授けてはいる。十一月には入京した陸奥の夷俘爾散南公阿波蘇・宇漢米公隱賀・俘囚吉弥侯部荒嶋らを朝堂院において饗應し、阿波蘇と隱賀に蝦夷爵第一等を、荒嶋には外從五位下を授け、「もつて荒を懷くるなり」と特記している。この時、めずらしいことに宣命も特に賜つてはいるが、夷族に対する宣命が国史に伝えられているのは、これが初見である。十一月、出羽の平鹿・最上・置賜三郡の狄に田租を「永く免じ」とい

る。ここにおいて附記しておきたいことがある。優遇をうけた阿波蘇は後々までも変ることなく帰服し田村麻呂・文屋綿麻呂の征戦の終了後、弘仁十一年には外従五位下に叙されていることである。阿波蘇は征戦に協力したからであろう。宝亀十一年、皆麻呂の反以来、現地における対夷関係は破綻していた。それが、延暦十一年にいたつて十三年ぶりに、いちぢるしく好転した。さきに、十一年という年は、注目すべき年であるといつておいたのは、このことである。現地夷族との親和関係が馴致されれば、築城するにも好都合となる。

征東大使大伴乙麻呂は十一年の閏十一月二十八日に辞見した。翌十二年二月、征東使を征夷使と改称し、副使坂上田村麻呂が現地にくだる。

このたびの征討将軍に任せられたのは正副計五人であるのに、「日本紀略」は以上のごとく「一月(乙麻呂と田村麻呂)の辞見だけしか記載していない。これは「日本紀略」が他の副将軍の辞見を省略したのではなくて、実際に他の三名は辺境に在任していたからである。他の三名とは百濟俊哲・多治比浜成・巨勢野足である。俊哲は十年九月以降下野守兼鎮守将軍として、野足は八年十月以降鎮守副将軍として、浜成は九年三月以降按察使兼陸奥守として陸奥に駐留していたので改めて辞見の必要はなかつたのである。

このたびの将軍五人のうち田村麻呂以外の四名は既に辺境に経験を有する有能な人物ばかりである。大使弟(乙)麻呂は延暦二年に征夷副使となつたことがある。大同四年七十九才で歿しているから、この時すでに六十一歳の高齢であった。弟麻呂の子勝雄は天長年中陸奥守となり按察使を兼ねたことがあつたが、「資性寛簡にして家風清廉、貨利を近づけず、出でて戎事を縊べ入りて禁兵を典る。才学に乏しと雖も将帥の器あり」と評されているところをみると、弟麻呂の家は武の家であったのである。俊哲の伝記は大日本史にも登載されているように、宝亀五年の征討軍功により勲六等、

宝亀七年八年の征夷で勲五等に叙し、累進して従五位上・鎮守副将軍となり、宝亀十一年征夷で包囲されたがこれを破った軍功により正五位上勲四等に叙した歴戦の武人で、生涯の大部分を辺境ですごした人物である。浜成は宝亀十年の敗戦責任追求査問の際にも、副使として彼だけが勇戦軍功により査問を免れた武人である。田村麻呂よりも年長であった。野足は延暦八年鎮守副将軍となり辺境事情に通じている。田村麻呂よりも七歳の年長者である。田村麻呂はこの時三十六歳、将軍五人のうちでは最年少者である。位階でいえば、田村麻呂は野足と同位で、五人のうちの最下位。五人の年令や位階をここでのべた理由については後述する。

「日本紀略」を一見しただけでは、不審に思われることがある。それは、十二年二月に田村麻呂が辞見した以後、この年の十二月まで征夷の記載がまったくみえないことである。十カ月間、辺境で無為に歳月がすぎたのであるうか。ここに覚鱗城造立年代問題を解く鍵が伏在しているのではないか。そのためには翌十三年の征夷過程をみておく必要がある。

弟麻呂等の征夷は翌十三年に始まった。この正月に征夷大将軍大伴弟麻呂に節刀を賜わり、朝廷は征夷の事を天智天皇と光仁天皇の山陵に告げて、決意を表明した。伊勢太神宮には征夷の成功を祈願した。二月乙未の勅をもつて駿通奏上規定を制定し、軍機密保持と人心安定を策した。前例にみない細心の配慮というべきであろう。五月、馬射の行事を停止したが、それも「大軍を発するを以て」であった。廷中をあげて今次征討に期待しているのである。「日本紀略」は六月にいたつて、ごく短い文であるが「副将軍坂上大宿爛田村麻呂以下征蝦夷」を書きとどめている。田村麻呂の軍功が顕著であつたことを、この短い文章からうかがう以外には他に史料はない。しかし、征戦は六月で終結したのではなかつた。九月になつてからのことであるが、新都京都に遷り、夷族征討の成功を祈つて諸国の名神に奉幣しているからである。十月二十八日にいたつて大将軍弟麻呂が決定的勝報を奏上した。翌十四年正月、めでたく弟麻呂は節刀を朝廷に返進した。

弟麻呂の勝報には征戦地域は何処であったか、まったくみえていない。しかし、それは北上平野の南部地域であったらしい。その理由をこれからのべる。

「続日本紀」の編集が完了し上表したのは延暦十六年二月であつたから、今次征戦の三年後のことである。このときの上表文のうちに十三年度の征戦に言及し「伏して惟みるに天皇陛下……遂に仁を渤海註13の北におよばし猶種心を帰し、威を日河之東に振い、毛狹を屏息せしむ」と記してある。「日河」というのは、延暦八年九月敗軍責任査問の際の宣命にある「日上ひのかみ乃湊」の「日上」にあたるもので、いまの「北上」を壮大な漢文表現したのが「日河」、宣命体で表現したのが「日上」であろう。さて、上表文は儀礼的形式を尊んだいいたをしたものであるが、それについても今次征討成功をいかに重視したかという例証である。前回征夷慘敗の直後であつただけに、それだけに対照的に今次戦果が大きく印象づけられたのであろう。

「威を日河之東に振つた」という「日河之東」の地とは、前回紀古佐美軍が「河東に集まり……東山より出」てきた夷軍に「官軍の後を絶たれ」大慘敗をした北上川河東地域のことであるとみて、はじめて文意が生きてくるし、そのようによることによつて、今次十三年征討は紀古佐美敗軍地域の回復とその復讐に成功したものと了解できるのである。北上川南部平野における河東の地といえば、いまの江刺郡と胆沢郡東部を中心とした地域で、この地域を俯瞰しうる形勝の台地として恰好なのは明後沢台地である。この台地に立てば河東の地は一望のうちにある。延暦八年紀古佐美の慘敗は、紀広純が緊要なりと建議した覚鰲城がまだ造立されていなかつたことに起因したのであろうし、今次十三年弟麻呂成功の一因は緊要基地覚鰲城が造立されていたからであろう。

前述したように延暦十三年は征戦の年であった。築城という大土木工事をなしとげる余裕があるべきはずがない。そ

うなれば、その前年、すなわち十二年という年が築城にふさわしい。皆麻呂の反以後十年以上にもわたった夷族との不信感や反目関係が、斯波村の夷胆沢公阿奴志己・夷爾散南公阿破蘇らとの関係にみられるように改善され親和関係に入つたのは延暦十一年であつたことは前述しておいた。築城にも好都合となる。その翌年が、ここに指摘した十二年（「日本紀略」によれば辺境征戦記事が空白の年）であつて、大将軍弟麻呂は前年の末から、田村麻呂は十一年の三月から陸奥にくだり在任している。征戦を明年に予定して、現地におりながら、十二年という年を無為にすごすとは考えがたいことである。そして十三年の征戦となる。故に、覚鰐城造立の年を延暦十二年と考証した次第である。<sup>註14</sup>

築城したのは誰か、ということは歴史上の大きい流れのうえからみれば、この場合たいして問題にならないのであつて、覚鰐城そのものの古代東北開拓史上において果した役割の方が意義をもつのであるが、付言しておきたい。

築城は大きな土木事業であるから、名目的には征夷大将軍であつた大伴弟麻呂ということになる。このことは後述するように論功行賞からみても首肯できるのである。弟麻呂は位階が一躍四階註15も昇進するという恩典に浴している。正副将軍五人のうち最高の昇進である。しかし、ここでいいたいのは弟麻呂のほかに田村麻呂も築城功労者のうちの有力な一人であつたのではないか、ということである。これから、その理由をあげてみよう。

(1) 延暦十三年の征夷にあたつて、「日本紀略」は六月十三日条に「副将軍坂上大宿田村麻呂已下征蝦夷」と記載してある。征討将軍なら正副あわせて五人であり、田村麻呂は年令において最年少、位階においても野足とともに最下位であつたのに、このように記されていることは、軍功が最も顕著であつたからか、それとも実戦の直接担当者であつたからに相違ない。このような軍功をあげるために、軍略的に必須条件であつた築城の功もあわせ含められていふことも可能であろう。推定にすぎないことではあるが。

(2) このときの成功は覚鶯城があつたればこそである。このことは前述しておいた。正副將軍五人の論功行賞を見る  
と浜成については知ることはできないが、弟麻呂の四階昇進は正將軍であつたから当然として、俊哲は一階だけ、  
野足は二階特進であるのに、田村麻呂は三階特進であつて、知りうる限りにおいては、副將軍四人のうち最高の特  
進である。田村麻呂は築城し、これを基地として河東を征圧する殊功をあげたからではなかつたか。

(3) 延暦十三年ののち、同二十年にも更に征討が実行されたのであるが、そのときの最高責任者は選任されたのは、  
余人ではなく田村麻呂であつた。そのとき田村麻呂は一身に征夷大將軍、按察使、陸奥守、鎮守將軍、この四職を  
兼ねている。奈良時代の初めから延暦二十年までの間に、征夷あるいはその計画は十一回あつたが最高責任者にし  
て四職を兼帶したのは田村麻呂が最初である。<sup>註16</sup> ということは十三年度征討における田村麻呂の軍功が絶大であつた  
からに相違ない。これほどの軍功となると、それは運兵戦果だけの軍功ではなくて、そのために緊要な基地築城と  
いった軍略功績もあつてのことではないかと想定されてくるのである。

(4) 弟麻呂のことであるが、十一年閏十一月二十八日に征東大使として辞見している。特命をうけて現地に赴くこと  
が辞見である。しかるに、その翌々年、即ち十三年正月一日に弟麻呂は節刀を賜わつてゐる。これこそ征戦出陣の  
朝儀である。そうすると、弟麻呂は十一年閏十一月以降陸奥に下り十二年の大部分を陸奥ですごしてから、一旦帰  
京し節刀をうけたことになる。では、十二年の大部分を陸奥でどのようにすごしたのであらうか。この期間こそ覺  
鶯城造立に専念したのではないか。であるから翌十三年の成功となつたのであらう。弟麻呂は名目的にも、実質的  
にも築城に関与し、十二年二月に辞見して現地にくだつた田村麻呂とともに築城にあつたのではないか。今回発  
見された遺跡が立地上からみて覺鶯城跡にふさわしいので、覺鶯城が造立されたとするならば、その年代は延暦十

二年であつてはじめて史料解釈が首尾一貫するのである。

#### 四 結 語

覚鑑城の名は宝亀十一年条に四回みえているだけであるが、いづれも築城完成を意味したものではない。<sup>17</sup> そこで文献史料からだけでは、果して完成したのかどうか不明というほかないのである。覚鑑城が造立されたとみなした人々も、その遺跡地については

- 1、宮城県栗原郡萩野村有壁説 <sup>註18</sup>
- 2、岩手県西磐井郡平泉町高館説 <sup>註19</sup>
- 3、同西磐井郡一ノ関市説 <sup>註20</sup>
- 4、同胆沢郡衣川説 <sup>註21</sup>
- 5、同胆沢郡衣川村上衣川説 <sup>註21</sup>
- 6、同磐井郡内説 <sup>註22</sup>

等があり帰一するところがないまま現在にいたつた。

このように、いくたの疑問をはらんだ城であるが、明後沢古瓦出土遺跡は発掘調査の結果、瓦窯址でも古代寺院跡でもなく奈良末か平安初頭頃の古代城柵跡であるとの徵証が発見されたからには（第一章・第四章第一節）、その立地条件と当時の東北辺境征夷開拓過程とからみて、覚鑑城跡の最も有力な柵定地とみなされるにいたつたのである。<sup>註23</sup>

因に、この城は考証の結果延暦十二年、大伴弟麻呂・坂上田村麻呂らによつて造立されたものと考えられる（第五章

#### 第三節）。

## 註

1 明治十三年十一月の奥書のある「岩手県管轄地誌」（盛岡市公民館所蔵、筆書本）は本県地誌としては最も浩瀚な、そして最も詳細な文献であるが、これに「松ノ木沢川、小山村ヨリ来リ白山村ニ入ル、長凡毫里零五町、字中嶋ニテ又白山村ヨリ来リ字四段田ニ至リテ稻置村ニ入ル、長凡九町幅広所五間、狭所四間、深所壹丈、浅所四尺、急流」とあるので松ノ木沢川の概要を知ることができる。

2 明後沢川の概要についても「岩手県管轄地誌」（同上）に「小山村ヨリ来リ稻置村ニ入ル、長凡三拾零町、幅広所五間、狭所四間」とある。ちなみに「岩手県管轄地誌」は岩手県の地誌に関する最も詳細な文献である。しかしあまりにも浩瀚なために未だに刊行されていない。

3 この台地が開田された経緯については現地の「姥沢開田竣工碑」に詳しくみえている。昭和八年秋に姥沢耕地整理組合を創立し、同九年十一月起工、同十四年五月完成、開田反別約四〇町歩である。

4 宮城県史第二八巻一七九一八〇頁に、安永六年（一七七七）七月付の「胆沢郡下胆沢小山村風土記御用書出」がおさめてある。これは前沢町阿曾沼磨氏所蔵の写本であるが、旧藩時代には明後沢は小山村のうちであった。さてこの御用書出には「古館三ツ」と標記し、小字館合所在の八郎館、小字明後沢所在の九郎館、小字鍛冶屋敷所在の宗角館の三カ所だけをあげ、明後沢の九郎館については「右御城主権山九郎と申御方、天正年中迄御住居之由中伝候事」と註記してあるのみである。古瓦の出土する遺跡についてはまったく触れていない。

また、前沢町古城の大林寺には原稿用紙にインクで書いた「古城村誌」という稿本があり、このうちに旧小山村

の風土記御用書出写が採録してある。小山村風土記御用書出写には「安永五年、右風土記方草稿逐日加潤色之間、  
呂長令預者也、郡長鈴木常雄、天保九戌星三月十日写之、岩淵寿右衛門」という奥書がある。これをもつてみると、  
「古城村誌」におさめてある風土記書出は原本によつて書写したものではなくて、天保九年に岩淵寿右衛門が  
筆写しておいたものを転写したのである。原本は今日所在不明である。これにも古瓦出土のこと、その遺跡につ  
いてもなんら記載していない。

## 5

識語中にみえる古城村といふのは、明治八年十月伊達藩時代以来の旧村小山・中畠・関の三村とそれに稻置村の  
一部が合併してできた新しい合併村名である。このときの新村名を古城と決定するにいたつた理由について「前沢  
郷土史叢」第二号（前沢町史編纂委員会、昭和三十二年九月タイプ印刷）によれば次のとく説明してある。「当  
時の管区長（郡長）柏竹斎と村有志相図り命名を議した。此の中畠は北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ヶ所  
は一見して古城廓の面影を存しており、伝説又往古此処に覺鰐城と称する城があつたといふところから満場一致古  
城村の命名がなつたと」ある。また標語中の妙法山といふのは古城の字寺ノ上にある曹洞宗大林寺の山号である（  
岡版第一において国道四号線にそつた表部落の寺院印が大林寺である）

次に筆者岩淵寿三斎について付記しておきたい。菅原栄治氏（古城農業協同組合長）をわづらわして調査してい  
ただいたところによれば、役場の戸籍台帳にも寿三斎とあるといふ。明治十四年旧六月四日死亡。大林寺過去帳に  
「寿翁斎大学祖道清居士」とあるのが寿三斎の戒名であろう。寿三斎は寺子屋を開いたので寿三斎の居宅（現在は  
岩淵竹雄氏居宅）を今でも「学校」とか「学校場<sup>ば</sup>」といふ屋敷名で呼んでいるといふ。寿三斎から金右衛門、重左  
衛門、軍藏、忠右衛門と経、現当主文男氏となり、現在は古城小学校の裏手に住んでいるが、二度も火災にあつた

ので寿三斎の筆稿は現存していない。

6 近世以前の古道は現在の北上低地を通らずに、台地上に通じていたことは信すべきである。上野原誌編集委員会（上野原開拓の人たちの集り）で昭和三十八年三月二十五日に藤写版刷りで刊行した「うわのはら」第一集八四頁に「大分昔のことらしいが、当時国道大官街道おおかんは上野原を通っていたという。（中略）相当に人の歩いたらしい跡が今だに残っている。」とあり、その道順にあたる地名を列挙している。古城の故老渡辺行人氏（字外ヶ沢四九番地明治三十三年七月七日生）は古道の痕跡の一部を熟知していて、古城農協組合長菅原栄治氏と板橋を案内してくれた。今はまったく廃道となり使用されていないが、それでも道筋を辿ることができた。

7 註4で紹介しておいた大林寺所蔵の稿本「古城村誌」所収のものによつた。阿曾沼磨氏所蔵のものとほとんど同文である。

真偽のほどは未詳であるが、明後沢という言葉について一言しておきたいことがある。明後沢の阿部亮二氏の談によれば、古は、明号堂があつたので、この沢を明号沢といったという。ちなみ阿部氏の屋敷名も明号屋敷である。明後沢は明号沢の転訛であるというのである。或は明号とは名号か。

8 「胆沢郡誌」、二九四頁、岩手県教育会胆沢郡部会編、昭和二年一月二〇日刊

9 斎藤忠・田中喜多美・板橋源「胆沢城跡」（文化財調査報告第四集）昭三十四年

10 岩手県教育会江刺郡部会「岩手考古図集」大正十五年、大川清「岩手県江刺郡瀬谷子窯業遺跡」（日本考古学年報8）昭和三十四年

11 ここに中畠というのは「北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ヶ所」のことと「一見して古城郭の面影を存し

ており」とある境域の意味である。図版第二の南上野台地がそれにあたる。

12 板橋源、坂上大宿、麻呂考、岩手大学学芸学部研究年報第一〇巻七五——九一頁、昭和三一年十一月

13 「毛狄」（東北の蝦夷）と対句的に引用されている渤海とは、「続日本紀」完成上表の二年前（延暦十四年）にわが国に漂着した渤海国使のことである。渤海国使呂定琳等六十八人が出羽国志理波村に漂着し辺夷の劫掠をうけた。この報告が出羽国からあつたのが十一月三日であつた。中央政府は呂定琳等を越後国に遷し供給すべきことを命じ、その翌年五月に本国まで鄭重に送還した。送還にあたり国書のほかに「縚二十疋、純二十疋、糸一百紵、綿二百屯」を与えていた。「仁を渤海の北におよぼし、貊種心を歸し」たというのは、このことである。

渤海国使等の漂着とならんと弟麻呂等の征討成功が当時顯著な出来事であつたことが、これでわかる。

14 覚鑑城造立に關し、その必要性を建議した紀広純の名も、その年代も「続日本紀」に明記されてゐるのに、その造立年代がみえないということは一見不審なようであるけれども、何もそれは例外でもないし異例でもない。陸奥開拓の最高権府である鎮守府の創建年代が明記されていないし、初期鎮守府のあつた有名な多賀城の造立年代も正史に記載されていないのである。多賀城だけではない。出羽開拓の最高府となつた秋田城の造立年代も正史には明記されていないのである。後に鎮守府となつた胆沢城についても同様である。むしろ、古代東北開拓期の城柵の造立年代をとくに記すために明記されたのではなくて、特記しなければならない事件があつて、そのことに関連してたまたま造立年代が併記されているというケースである。

## 征討最高責任者位階昇叙一覽表

氏名	行賞直前位階	月年	特進級	
			1	1
巨勢多治比	正4	和銅4・4	1	1
藤原原	正4	養老5・	1	0
藤原原	正3	神龜2・閏正	2	1
大伴	正4	正従な	3	3
紀	正5	宝龜6・11	3	0
{藤原	従3	正従な	4	4
{藤原	正4	宝龜6・9	3	0
大伴	正3	正従な	3	3
紀	正4	正従な	3	3
大伴	正4	延暦14・?	3	3
坂上	従4	正従な	3	3
坂上	従3	正従な	3	3
文室	正4	弘仁2・11	3	1

表示の如く、四階特進は征討最高責任者としては弟麻呂ただ一人である。ただし、弟麻呂が将軍に任命されてから行賞までは三年半あるので、この間に定期昇進で従四位上になり、行賞の際は従四位上から従三位になつたのだとすれば特進は三階であつたことになる。三階の特進であつたとしても、表示の如く弟麻呂以前には小黒麻呂、以後には田村麻呂しかない。現存史料に欠落がなく弟麻呂の特進四階が正しいとすれば、弟麻呂ただ一人ということになる。十三年の征戦はいかに苦心し努力した結果であつたかがしのばれるのである。ということは、単に戦闘による勝利であつたのではなく年来の懸案になつていていた戦略緊要基地に築城し、そのうえでの勝利であつたことを意味しているのではないか。

イ、二月丁酉(二日)条陸奥国上言中にみえている完成を意味するものではない証拠をあげよう。

ものは、三月四月の雪解季を待つて直ちに賊地に入り覚鰲城を築営したいという予定計画を述べたまでのことである。

ロ、二月丁酉条勅文にみえているのは、陸奥上言の計画に對して裁可したものであつて、築営完了を意味するものでないことは明白である。

ハ、二月丙午(十一日)陸奥国上言中にみえているものも、来る三月中旬に兵を発し賊を討ち覚鰲城を築営したいという計画をのべたものであることは文意と上言の月日から見て明白である。

ニ、三月丁亥(二十二日)条にみえるのが旧来から覚鰲城成立と考えられた有力根拠であつたので、やや詳述しておく必要がある。

年 次	氏 名	大 使 ・ 大 将軍	按 察 使	陸 奥 守	鎮 守 将軍
和銅2(709)	巨勢麻呂	○	此時按察制未だなし	×	不明
養老4(720)	多治比 県守	○	×	×	×
神亀元(724)	藤原宇合	○	×	×	×
天平9(737)	藤原麻呂	○	×	×	×
宝亀5(774)	大伴駿河麻呂	×	○	○	○
宝亀8(777)	紀 広純	×	○	○	○
宝亀11(780)	藤原繼繩	○	×	×	×
	藤原小黒麻呂	○	×	×	×
延暦3(784)	大伴家持	○	○	×	○
延暦8(789)	紀 古佐美	○	×	×	×
延暦13(794)	大伴弟麻呂	○	×	×	×
延暦20(801)	坂上田村麻呂	○	○	○	○
延暦23(804)	坂上田村麻呂	○	○	○	×
弘仁2(811)	文室綿麻呂	○	○	×	×

この条は皆麻呂が反して広純を殺害した変事を記したものであつて、最初に広純殺害の事実をあげ、次に広純の略伝を抄記し、第三段にいたつて皆麻呂の出自と反乱をおこすにいたつた経緯をのべ、第四段で広純殺害の前後の事情をのべたものである。

第四段において「続日本紀」は

「時広純建議、造覺鱉柵、以遠成候、因率俘軍入、大柄・皆麻呂並從」

と記してある「入」とは伊治城に入つたことである。さて、広純が伊治城に入つたのは覺鱉城築営するために北進して入城したのであらうか。そうであるならば城はまだ竣工していないことになる。それともこの時すでに築城を終つて南下して来て入城したのであらうか。もしそうであるならば始めて覺鱉城の完成を確認できることになる。そこで、築城建議が裁可になつた日から広純が伊治城に入城し殺害されるまでの期間が重要な解決の鍵になつてくる。

裁可の勅は二月二日である。この年の二月は小月であり、広純殺害の日は三月二十二日であるから、最大限の日数をみても五十日に満たない。延暦八年における行軍日程によれば玉造塞から衣川営まででも四日を費していれる。多賀城から出発し覺鱉城を完成し、かかる後に本拠多賀城に帰還すべく南下の途中伊治城に入つたものとすれば、四十数日という最大限期間はさらに縮少し三十日位となるであらう。このような短期間に築城が可能なものでもあらうか。しかも新占領地北辺においての築営は危険の多い敵前工事なのである。

池内儀八、東北に於ける古城柵研究（中）、東北文化研究一ノ五、昭和四・一

同上、東北に於ける上古の城柵遺蹟、東北文化研究二ノ一、昭和四・四

20 河田龍、奥羽地理沿革考、史学雑誌五ノ十一ノ八九六頁

昭和二六年版一ノ関市勢要覽九〇頁

菅野義之助、郷土に於ける日本研究の近状——岩手県を中心として——史潮六ノ二、昭和十一・六

菅野氏の説は最も詳しく「一ノ関町に隣る山目村よりその西隣敵美村に通ずる道路の北側の丘陵上の城址」（板橋註、山目・敵美の二村は現在一ノ関市内）とのべ、一ノ関図幅五万分地形図の「泥田」の部分に○印を付してある。

21 井上通泰は漠然と「地理を思ふにカクベツは即後の衣川なり」（上代歴史地理新考東山道、四三六頁、昭和十八年）とのべていてあるが、熊田葦城はさらに地域を限定し「衣川の内、上衣川」（日本史蹟大系第二卷九五二頁、昭和十年）とみている。

22 大槻文彦は流石に岩手県一ノ関市山目出身の碩学だけあって、すでに明治年間に「覚鰲城ノ遺址、未タ詳ナラズ」といいつつも「伊治城辺ヨリ北ニ進ミテ胆沢の蝦夷ヲ征センガ為ニ作ラレシコト知ラルレバ、伊治城以北ニテ磐井郡中ナリケムトハ推シ量ラルルナリ」（陸奥国伊治城墟考、復軒雜纂所収一一四頁、明治三六年）と推定している。ここにいう磐井郡というのは果して現行の地方行政区劃上の厳密な意味での磐井郡に固執したのではなく「伊治城以北」の地であつて「胆沢ノ蝦夷ヲ征」する為の要所というところに重点をおいた立言であろう。

23 これは主として調査に当つた板橋の意見であつて、伊東委員は必ずしもこれと同じでない。